

未成年者(18歳以下の高校生まで)の受診についてお願い

鴨居病院では未成年者が外来を受診される際は保護者(親権者・法律上の代理人)、同伴者として病院が認めた方などの同伴をお願いしています。

◆ 同伴(付き添い)が必要な理由 ◆

- ・ 病状、既往歴、成育歴、内服薬、外用薬などの使用しているお薬の情報や各種アレルギーに関する情報など、診察に必要な情報の確認の為。
- ・ リスクを伴う検査や処置、使用する医薬品について適切に理解して頂く為。
- ・ 診察の結果を適正にお伝えする為。

◆ 鴨居病院における未成年者の受診時方針 ◆

- ・ 原則18歳以下の高校生までの方は、保護者の同伴をお願いします。(既婚者は除く)
(継続的に受診が必要な場合、初回診察時に担当医師と保護者で同意が得られている場合は、この限りではありません。)
- ・ やむを得ず保護者が同伴できない場合には、
 - ① ホームページ上から同意書を印刷し受診日当日に持参してください。
 - ② 同意書を持参されない場合、診察前に本人から保護者に連絡し同意を得て頂きます。(※病院職員が保護者に同意を確認する場合があります。)
 - ③ 診察の結果は、本人から保護者に報告して頂きます。
 - ④ 重要な意思決定が必要な場合は、保護者に連絡し来院して頂きます。
- ・ 保護者の同伴がない場合において、診察の内容や検査・処置の同意、診察の結果など、電話連絡をさせて頂く場合がありますので、必ず連絡がとれるように、ご協力をお願い致します。

必要な連絡が取れない場合や診察の内容によりましては、担当医師の判断で後日改めて保護者と同伴で受診して頂く場合があります。

緊急時(すぐに適切な治療をおこなわないと生命に危険が及ぶ恐れがある場合や重大な後遺症が残る可能性がある場合)は保護者の同意がなくても治療を開始します。

ご不便をおかけすることもあると思いますが、安心・安全な医療提供の取り組みの為ご理解とご協力のほどをお願い申し上げます。

医療法人社団 鴨居病院

病院長